

東京都市計画地区計画の変更（新宿区決定）

都市計画西新宿六丁目東部地区地区計画を次のように変更する

名 称		西新宿六丁目東部地区地区計画			
位 置		新宿区西新宿一丁目、西新宿六丁目、西新宿七丁目及び西新宿八丁目各地内			
面 積		約 10.3 ha			
地区計画の目標		東京における国際化、情報化の広がりの中で新宿副都心計画区域内の本地区は、新都庁舎をはじめとする業務・商業活動の拠点として成長しつつある。したがって業務機能を主体とした合理的な土地利用を図りながらオープンスペースを整備し、交通網の整備を促進して業務機能の立地を進めながら新宿副都心としての機能強化を図る。			
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	国際的な業務・商業活動の拠点にふさわしい業務能力の高度な地区とするため業務建物を主軸とし街路、駐車場、公園を包含した有機的、一体性をもつ総合的な土地利用を図り、建物の共同化等による土地の合理的な高度利用を図りながらオープンスペースを整備する。			
	地区施設の整備の方針	地区周辺の青梅街道及び新宿副都心街路（12号及び5号、9号線）との結びつきを図るため、区画街路を整備するとともに、歩行者の円滑な通行を確保するため、歩行者空間を整備する。 また、人々が集いふれあう場を形成するため、オープンスペースを確保し、丸の内線西新宿駅（仮）利用者の利便を図るため地下鉄出入口を確保する等、地下における交通ネットワークを整備する。			
	建築物等の整備の方針	良好な業務環境の整備を図るため、建築物の用途等の制限を定めるとともに、安全な歩行者空間や緑化整備を図るため、建築物の壁面の位置の制限を定める。			
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	緑豊かな空間を創出するため、出来る限り緑化に努めるとともに、地区全体及び周辺との調和を図るため、建築物等の色彩、形態、材質について、基本的なアーバンデザインの統一を図るよう努める。また、雨水の流出抑制に努める。			
地区整備計画	位 置	新宿区西新宿一丁目、西新宿六丁目、西新宿七丁目及び西新宿八丁目各地内			
	面 積	約 10.3 ha			
	模 配 地 区 置 区 及 施 設 規 劃 的 道 路	道路を次のように定める。			
		名 称	幅 員	延 長	備 考
区画街路1号※ 区画街路2号※		12m 12m	247m 193m	拡幅（現況幅員5m） 新設	

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	区画街路3号※ 区画街路4号※ 区画街路5号※	9m 13m 6m	131m 21m 128m	新設 拡幅（現況幅員12m） 新設		
		その他の公共空地	その他の公共空地を次のように定める。					
			名 称	面 積・幅 員	延 長	備 考		
			地下鉄出入口	約 330 m ²			新設（歩行者広場を含む）	
			歩行者通路	6m	134m		新設	
			広 場	約 1,300 m ²			新設	
	歩道状空地	地区周辺の都市計画道路及び区画街路に沿って、計画図の表示のとおり歩道状空地を確保する。なお、舗装等を行う場合は地区内のデザインを配慮した材料を使用する。						
	建築物に関する事項	建築物の用途の制限※	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 1 号に該当する営業又は同項第 2 号に該当する営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 45 号）第 2 条の規定による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 3 号に該当する営業に限る。）の用に供する建築物は、建築してはならない。					
		壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱、又は門若しくは塀から地区施設として整備する道路及び地区周辺の都市計画街路の道路境界線までの距離は以下のとおりとする。					
		地区周辺の都市計画街路	・・・	5 m 以上				
	区画道路 1 号	(西側) ・・・	5 m 以上					
		(東側) ・・・	2.5 m 以上					
	区画道路 2 号	(西側) ・・・	5 m 以上					
		(東側) ・・・	4 m 以上					
	区画道路 3 号	(西側及び南側) ・・・	4 m 以上					
	区画道路 4 号	(西側) ・・・	33 m 以上					
		(東側) ・・・	4 m 以上					
	区画道路 5 号	(北側) ・・・	5 m 以上					
		(南側) ・・・	3 m 以上					

「計画区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は、計画図に表示のとおり」

※知事承認事項

理由：「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の一部改正に伴い、地区計画を変更する